

日本フットケア・足病医学会関東・甲信越地方会 会則

第1章 名称および事務局

第1条

本会は、日本フットケア・足病医学会関東・甲信越地方会（以下、地方会）と称し、事務局を東京都新宿区におく。

第2章 目的および事業

（目 的）

第2条

地方会は、日本フットケア・足病医学会（以下、本部学会）の関東・甲信越地方会として、フットケアおよび足病診療に関わる医療関係者等が集結して、教育、研究、技術の向上や標準化を図り、当該分野における医療・ケアを確立し、これを普及させることにより、患者の生活の質（Quality of Life）を向上させ、予後を改善することを目的とする。

（事 業）

第3条

地方会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、教育、普及活動
2. 本部学会、その他の関連学術団体との連携および提携
3. フットケア・足病予防活動
4. その他必要な事業

第3章 会 員

（会 員）

第4条

1. 地方会の会員は本部学会の正会員（賛助会員を除く）で関東・甲信越地区で勤務す

るものとする。資格等については本部学会定款に準じるものとする。

2. 地方会には正会員と賛助会員をおく。その資格等に関しては本部学会定款第 2 章第 6 条に準ずる。

第 4 章 世話人・評議員

(世話人)

第 5 条

地方会には次の世話人をおく。

1. 世話人若干名（代表世話人 1 名、地方会学術集会会長 1 名、副会長（次期地方会学術集会会長） 1 名を含む）
2. 監事 1 名

第 6 条

代表世話人および監事の選出は評議員の中から世話人会において選出する。

第 7 条

代表世話人は、世話人の互選により選出する。代表世話人は世話人会、評議員会を招集し、その議長となり会務を総括する。

第 8 条

世話人は世話人会を組織し、世話人会および評議員会の議決に基づき会務を遂行する。

第 9 条

会長は世話人会において選出する。会長は地方会を代表して学術集会を主催する。

第 10 条

1. 監事は地方会の財産および業務執行の状況を監査し、その結果を評議員会に報告する。
2. 監事は世話人会に出席し意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。

第 11 条

1. 世話人の任期は 2 年とするが、再任を妨げない。
2. 会長の任期は 1 年とし、前年度学術集会終了後より、当年度学術集会終了時までとする。

(評議員)

第 12 条

1. 地方会には評議員をおく。評議員は、評議員 2 名の推薦に基づき、施行細則により世話人会において選考し、代表世話人が委嘱する。

2. 評議員は評議員会を組織し、代表世話人の諮問に応じて地方会の運営に関する重要事項を審議する。

3. 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第13条

顧問は、世話人会に出席し意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。

第5章 会 議

(世話人会)

第14条

世話人会の運営

1. 世話人会は世話人および会長、副会長（次期会長）をもって構成する。
2. 世話人会は代表世話人が招集し、議長となる。2名以上の世話人の申し出があれば、代表世話人は臨時世話人会を開催しなければならない。
3. 世話人会は通常世話人会と臨時世話人会とからなる。通常世話人会は年1回以上開催し、臨時世話人会は代表世話人が必要と認めた場合に開催される。
4. 世話人会は世話人会構成人員の2／3以上の出席をもって成立する。ただし委任状は出席とみなす。
5. 世話人会の議事は出席世話人の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(評議員会)

第15条

評議員会は毎年1回以上、代表世話人がこれを招集し、代表世話人が議長となる。評議員会の成立は評議員数の1／2以上の出席を必要とする。ただし委任状は出席とする。評議員会は次の事項を議決する。なお評議員会の議事は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

1. 事業および会計についての事項
2. 会則の変更についての事項
3. 解散についての事項
4. その他役員会において必要と認めるもの

第6章 会 計

第16条

地方会の経費には、学術集会参加費、賛助会員費、本部学会の補助金、寄附金およびその他

の収入をもって充てる。

第 17 条

地方会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

第 7 章 会則改正

第 18 条

会則の変更は世話人会の議決を経て、評議員会の承認を得るものとする。

附則

この会則は 2021 年 9 月 1 日より施行する。